

報道機関 各位

食中毒事件について

1 事件の探知

令和8年4月4日（土）、市民から北九州市保健所に、市内飲食店を利用した複数名が食中毒様症状を呈した旨の連絡があった。

2 概要

令和8年3月31日（火）に八幡西区の飲食店を利用した1グループ4名中3名が下痢、腹痛、発熱等の症状を呈し、うち3名が医療機関を受診した。

調査の結果、北九州市保健所は食中毒事件と断定し、以下の施設を2日間の営業停止処分とした。

3 発生日時

令和8年4月3日（金）0時頃（初発）

4 摂食者数

4名（男性2名：20歳代、女性2名：20歳代）

5 症状

下痢、腹痛、発熱等

6 有症者数（現在判明分）

3名（男性1名：20歳代、女性2名：20歳代）

うち、受診者3名（男性1名：20歳代、女性2名：20歳代）

※入院者及び重症者なし。症状は全員回復傾向にある。

7 病因物質

カンピロバクター

8 原因施設

(1) 施設名：兀突骨（ごつとつこつ）

(2) 所在地：北九州市八幡西区黒崎一丁目13-7-103

(3) 営業者：清水 吉大（しみず よしひろ）

(4) 業種：飲食店営業

9 原因食品

当該施設で提供された料理（品目の断定には至らず）

鶏刺し、馬刺し、明太子だし巻き玉子、エビマヨ、ポテトもち、コロケ、酒類等

10 検査状況（北九州市保健環境研究所、他自治体及び医療機関で実施）

- (1) 有症者便：3検体【カンピロバクター検出3検体】
- (2) 調理従事者便：2検体【カンピロバクター検出せず】

11 施設に対する措置

- (1) 措置：営業停止2日間【令和8年4月13日（月）～4月14日（火）】
- (2) 理由：食品衛生法第6条第3号違反（カンピロバクターに汚染された食品の提供）
- (3) その他：保健所では、再発防止のため、施設等の清掃・消毒及び衛生管理の再点検を指導するとともに、従業員への衛生教育を実施予定。

12 その他

・本市における食中毒の発生状況は以下のとおり

令和8年（令和8年1月～本日）	2件	64名（本件を除く）
令和7年（令和7年1月～12月）	9件	106名

問い合わせ先 保健福祉局保健衛生課 担当 宮田（課長）、原田（係長） 電話 093-582-2435
